

平成 26 年度税制改正に関する意見書

平成 25 年 9 月
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会

平成26年度税制改正に関する意見書

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

2 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しに当たっては、財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、その措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

3 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の道路の整備改良、廃棄物処理、環境対策等の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

平成25年9月25日

全国市長会

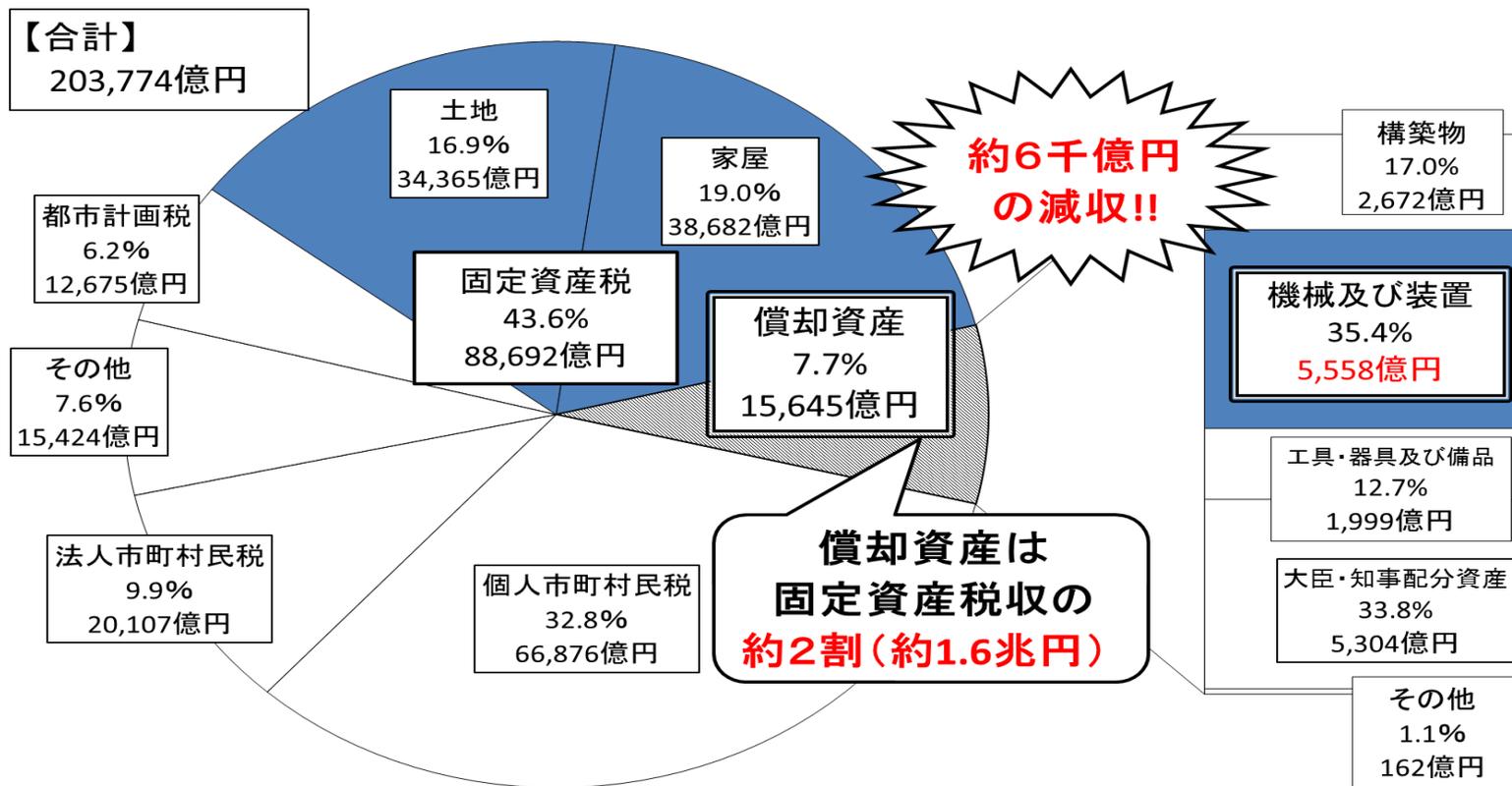
会長 森 民 夫

全国町村会

会長 藤 原 忠 彦

1. 固定資産税の安定的確保

市町村の税収内訳に占める償却資産課税の割合



- (注) 1 円グラフは「地方税に関する参考係数資料(平成25年度)」より。税額は、超過課税分を含む。
 2 棒グラフは平成23年度概要調書の「償却資産の価格等に関する調」における償却資産の種類ごとの課税標準額に1.4%を乗じて算定。このため償却資産の税額の合計額は、円グラフの合計額とは一致しない。
 3 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

2. 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

◎平成25年度（予算・地財ベース）

自動車重量税（国税）
6,509億円

約4割

自動車重量譲与税（市町村分）
2,696億円

自動車取得税（県税）
1,900億円

約7割

自動車取得税交付金（市町村分）
1,307億円

自動車取得税については、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が実施されない限りは、現行制度を堅持すること。また、自動車重量税の見直しに当たっては、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

3. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

◎ ゴルフ場利用税の税収：税収額 **506億円**（平成23年度決算額）

税収の
約7割
が交付金

ゴルフ場が所在する市町村への交付額
356億円

都道府県分

ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、**現行制度を堅持すること。**